

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

2019年10月に食品ロス削減推進法が施行され、食品ロス削減に関する普及、啓発が進められています。しかし、我が国で発生した食品ロスは2021年度の推計値で年間約523万トンあり、国連世界食糧計画において同年になされた年間約440万トンの食料支援と比べ、約1.2倍にも及ぶものとなっています。

また、食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変重要であり、廃棄による直接的な環境影響だけでなく、生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費など、環境に及ぼす影響も決して少なくありません。

よって、政府は、同法に基づき、食品ロス削減に向けた国民運動のさらなる推進のために、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. エシカル消費の普及、啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者への評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測、公表等の体制を拡充し食品ロス削減に係る実効性を強化すること。
2. 使用量に合わせた小分け包装や、賞味期限等の延長に繋がる容器等の改善、外食産業における食べ切りを積極的に進めるための取組を一層強化すること。
3. 企業等から子ども食堂等への在庫食品の寄附促進や、フードドライブ等の利活用によって、もったいないとお裾分けの好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。
4. 事業系の食品ロスを削減し、子ども食堂等への支援を行うために、企業などから提供された食料品等を随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジの設置や運営等に対する支援制度を整備すること。
5. 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促すとともに、出荷・加工前に廃棄されている地域の食材の活用に取り組む地方自治体等に対して、積極的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月22日

枚方市議会議長 藤田 幸久

〈提出先〉

厚生労働大臣
消費者庁長官

農林水産大臣
こども家庭庁長官

環境大臣